

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ (DENIZ)

被告 国

原告第3準備書面

令和3年1月12日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋

毅代

同 弁護士 岡本 翔太



本書面以降、本事件に際して原告に行われた処遇規則18条に基づく隔離措置の略称を「本件隔離処分」から「本件隔離措置」に改める。

第 1 本件隔離措置の違法性

1 違法行為の対象とこれに関する被告の主張

(1) 違法行為の内容

ア 原告は、平成 31 年 1 月 19 日午前 0 時 43 分頃、本件処遇室において、本件看守責任者から本件隔離措置を行うことを通知された（被告準備書面(1)16 頁）。

イ 本件隔離措置は同月 19 日午前 0 時 56 分から、同月 23 日までの 5 日間保護室に隔離するという内容のものとして指示された（乙 8 の 9、15）。

ウ 処分開始後、同月 19 日午前 9 時 56 分頃、原告は保護室から単独室に移送された（乙 16）。

エ 同月 23 日午前 10 時 5 分、本件隔離措置は中止された（乙 17）。

(2) 被告の主張

本件隔離措置に関する文書（乙 8 の 9、15）及び被告の主張（被告準備書面(1)24、25 頁）を総合すると、被告は、原告が処遇室に連行される際に入国警備官 A の腹部を蹴る暴行を 1 回行ったこと、同人の識別票の奪取したこと、入国警備官 B の帽子を投げ捨てたことに暴行に及んでいたこと、四肢に力を入れて抵抗したことが、処遇規則 18 条 1 項の「暴行」（1 号）及び「職員の職務執行…を妨害すること」に当たるものであるから（要件充足）、同項に基づいた本件隔離措置は適法であることを主張しているものとみられる。

しかしながら、かかる被告の主張は、次に述べるとおり理由がない。

2 隔離措置の違法性に関する判断枠組み

(1) 権力的事実行為

隔離措置も講学上の権力的事実行為に該当するものであり、処遇規則 17 条の 2 の定める制止について原告第 2 準備書面第 3 で述べたところと同様に、①根拠規範により定められた実力行使の要件が存在すること、②選択された実力行使が比例原則に照らして許容されるものであることが適法性の要件

となり、これを満たさない場合には違法な行為に当たるものと認めるべきである。

(2) 隔離措置の性質・特徴

ア 隔離措置の特徴

隔離は、被収容者が普段用いている居室から隔離し、他の被収容者との接触をすることができない隔離室に強制的に移動し、指定された期間、滞在をさせる措置である。被収容者は、収容施設に収容され、移動、他者との接触、住環境等の様々な場面において自由を制約されているため、大きなストレスを抱えており、健康を維持するためには、その精神状態に特段の配慮を要することが求められている。そして、隔離措置は、被収容者からリラックスできる環境や他者とのコミュニケーションの機会を剥奪し、その精神により負担を与えるものであり、制約の程度は大きい。そのため、処遇規則 18 条 1 項本文後段条は「所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない」と定めている。

かかる隔離措置の内容及び規則の定めに鑑みれば、隔離措置は被収容者への不利益が大きい重大な制約と捉えられており、謙抑的に運用されることが求められている。

イ 被収容者に対する隔離要領（通達）（乙 4）

被収容者に対する隔離要領（通達）（乙 4。以下、「隔離要領」という。）によれば、処遇規則 18 条の規定する隔離は、隔離は「やむなく」行われるものとされ（隔離要領冒頭文）、また隔離時のみならず「隔離中であっても保安上支障がない範囲内でできる限りの自由を与えなければならないとの基本理念に留意する必要がある」べきものとされており（同要領 1、入管法 61 条の 7）、隔離は被収容者への人権をより強く制約するものであるとの理解の下、やむなく（いわゆる最終手段として）行われるべきもので

あるとされている。

また、同要領によれば、「被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため、他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があるとき」にされるものであり、「懲罰とは性格を異にする」措置と位置づけられており（同要領1）、隔離室での個別処遇という手段を講じなければ規律維持等の目的を達成できないという意味での必要性があることが求められている。

よって、②要件が充足される場合でも、講じられる隔離措置は、被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静、施設内の規律維持という目的を達するために、隔離（分離したうえでの個別の処遇）が必要とされる（他の手段では達成できない）ものであることが必要である。

(3) 小括

隔離措置にかかる性質に鑑みれば、①隔離措置で解消すべき事態を類型化したとみられる処遇規則 18 条 1 項各号の要件を充足したものと認められることが必要である上、②規則 18 条 1 項各号該当行為があっても、例えば暴行が規律維持等の目的に影響する程度の強度を有しない軽微なものであるとか、反復可能性や継続可能性が認められないなど、隔離措置による予防の必要がない場合には、隔離措置はなされるべきでない。

3 隔離要件の不充足

(1) 要件充足を基礎づける暴行の不存在

ア 原告が、腹部を蹴る、識別票奪取、帽子の投げ捨てという各行為に及んだものでないことは、従前主張したとおりである。被告は、これらの行為が存在したものであると主張するのであれば、職員らが本件居室に入室した後のどのタイミングを特定することは容易であるはずのところ、抽象的主張に終始している。

イ 仮に入国警備官 A に対する接触があったとしても、これが意図的なもの

であると認める証拠はない。むしろ、乙 12 の映像②及び③上、入国警備官 A は暴行に対する悲鳴や怒りの声を上げたとは認められず、かつ、原告が暴行に及んだことを周囲の職員に周知して注意を払うような発言もしていないことに照らせば、接触は意図的なものではなく、入国警備官 A 自身もそのように受け止めていたものと認められる。

したがって、腹部を蹴る、という意図的な加害行為の存在を前提に、本件隔離措置の要件が充足されたものとみることはできない。

ウ 腹を蹴った事実が、仮にあったとされる場合にも、居室において原告が実力で運び出される際の 1 回だけの行動であり、隔離措置言い渡しの時点とは時間的にも場所的にも異なっており、また原告は処遇室では四肢に力を入れて動かなくなっており、さらに既に原告は手錠を受け、制圧されており、処遇室における隔離措置言い渡し時点で、暴行の継続、反復の可能性は認められず、隔離措置の必要性がなかった。

エ 識別票の奪取と帽子の投げ捨ては、仮にその事実があっても、職員らの身体に向けられたものでなければ、その職務執行に支障を生じさせるものでもないから、処遇規則 18 条 1 項の暴行にあたらない。

仮にこれら行為が認められ、かつ暴行に当たるとされる場合にも、いずれも上記の腹を蹴った事実と同じく、隔離措置の必要性がなかった。

(2) 違法な職務執行であったこと

規則 18 条 1 項 1 号を根拠として行われる隔離措置は、職務の確実な執行を保護することを目的としたものである。そして、その前提となる職務が違法なものである場合、これは法的保護に値しないものであるから、同 1 号の「職務執行」は適法なものに限られるものと解すべきである。

原告第 2 準備書面で主張したとおり、本件連行は要件を欠き、かつ、比例原則に違反する過剰な態様でされた違法なものである。

したがって、本件連行は処遇規則 18 条 1 項 3 号の「職務執行」に該当しな

い。

(3) 四肢に力を込めた点について

ア 被告の主張

被告は、準備書面(1)第4の5において、隔離措置が適法であることを論じるにあたって、原告が処遇室への連行の際に四肢に力を込めて抵抗したことが「正当な職務執行の妨害」に該当するものであるとして、隔離措置の要件を基礎づけるものと位置づけている。

イ 処遇室連行時に四肢に力を込めた事実が認められないこと

原告第2準備書面第5の2(2)でも述べたとおり、原告は処遇室へ連行される際、その四肢と頭部を複数人の職員により掴まれて、持ち上げられていたのであり、四肢に力を込めるなどという挙動をとることはできなかった。

被告は、この段階で原告が四肢に力を込めていたと主張するのであれば、映像におけるどのタイミングで、原告がどのような態勢で四肢に力を込めたと主張されるのかについて、明らかにされたい。

ウ 抵抗が隔離措置の理由とは認められないこと

乙12の映像によれば、隔離措置を言い渡した処遇責任者（本件看守責任者）は、暴行があったとされる場面や抵抗があったとされる場面に立ち会っておらず、入国警備官Aらに「これ、何で行ってるの？」と質問し、「暴行です」と回答を受けて、隔離措置を言い渡している（乙12③[13:02~13:06]）。

隔離措置は、措置当時現に存在する収内の安全、秩序を脅かす事象を鎮静化することを目的とするものであるから（乙4）、措置を講じた後に理由が追加されることは許されない。しかるに、隔離措置言い渡しの際に、言い渡した処遇責任者が「抵抗」行為を理由としておらず、後になって抵抗行為が理由とされることは手続上の問題があり、許されない。

また甲第3号証「暴行及び職務執行妨害により緊急隔離したトルコ人被収容者について(報告)」では、処遇室に移動してからの四肢に力を入れたことは隔離措置に理由にも挙げられていない。

なお、同書類では、他方で居室からの出室を拒否したことが理由の一つに挙げられているが、原告に出室の義務がなく、また出室の必要もなかったし、実際は実力をもって運ばれて出室して、出室に対する抵抗・妨害が継続、反復される状態でもなかった。

ウ 職務妨害の危険がなかったこと

上記2(3)で述べた解釈によれば、処遇規則18条1項3号の「妨害」は、職務執行への妨害を生じさせる現実的な危険を有するものであることが求められるものと解すべきである。

そして、原告第2準備書面第5の2(3)及び(4)(28乃至30頁)で主張したとおり、四肢に力を込める行為について、以下のことが、隔離措置の要件不充足についても当てはまる。すなわち、どのような職務行為に対する抵抗・妨害なのか、被告の主張上判然としない。当時の状況でも、原告は入国警備官から職務行為を説明され「これについて抵抗するな」と明示されたことがない。仮に説諭に対する抵抗・妨害という主張と解しても、四肢に力を入れて動かなくすることは、説諭に対する抵抗・妨害にならない。仮に説諭の前提として座らせることだとしても、原告は座ることを拒否していない。また、説諭に対する抵抗であれば、そもそも薬の交付拒否が不当だったのだから、説諭に必要性がない。更に説諭は結局行われておらず、この点でも必要性がない。四肢に力を入れることは、制圧等の暴行に対する心理的、生理的反応としても生じることであり、抵抗の意思すら明確でなく、行為ですらない。

さらに、「隔離する処遇によって四肢に力を入れることの反復継続を防止する」ということは、論理的に成り立たず、隔離措置の必要性がない。

身体を硬直させて身体を動かさないようにすることを内容とした、激しい暴行（有形力的行使）への生理的反応に過ぎず、職員らが行おうとしていたとされる説諭の抵抗にもならないし、周囲への危険も全く生じない。

したがって、原告がその四肢に力を込めたことは、処遇規則 18 条 1 項 3 号所定の抵抗・職務執行の妨害にはなりえない。

4 隔離措置の比例原則違反

(1) 目的達成のうえで隔離措置が必要最小限の手段とは認められないこと

ア 本件隔離措置は、5 日という制度上最長とされる期間（処遇規則 18 条 1 項）を指定され、満期直前の隔離開始 129 時間後まで取消しがされなかったものであるところ、これは次に述べるとおり、目的を達成するうえで過剰で、必要最小限とは認められないものであった。

イ 仮に原告が暴行を行ったとされる場合にも、居室から実力で運び出される際のことであって積極的なものでなく、反復・継続性も見られなかった。また仮に原告が抵抗・職務妨害を行ったとされる場合にも、四肢に力を入れるという、放置する限り何ら職務妨害の恐れのない態様であり、説諭やそのために座らせることすらなされない状況で、特に抵抗・職務妨害の継続・反復も認められなかった。さらに、入国警備官らが何時の時点で「クロルプロマジンの処方中止がすでにされていたこと」を確認したのか不明だが、これを確認の上原告に説明してパンセダンを交付すれば、トラブルの原因も解消し、被告が想定するような職務妨害行為の恐れは、より認め難い状態になっていたはずである。なお、隔離措置の終了後はもちろん、不服申立手続の終了後、本件訴訟で主張されるまで、処方中止に関する説明を原告は受けていない。

以上の事情からすれば、5 日間の隔離継続は必要性がなかった。

(2) 保護室への隔離が選択されたこと

ア 本件隔離措置の隔離先は、原告がその連行途中に「突然大声を上げたり、

連行官に対して暴言を吐いたりし始め、興奮状態が続いたことから、」本件看守責任者の指示によって保護室に変更されたものとされている（乙10）。

イ 隔離措置に用いられる保護室は、「被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収内の秩序維持等を目的」とした居室とされており、その収容は原則として24時間以内、モニター等による動静を常時監視する、健康状態に十分配慮委、必要に応じて医師に受診させるなど、通常の隔離措置にはない様々な制限が設けられている。

かかる制限の存在及び内容に照らすと、保護室の隔離は、通常の隔離措置よりもさらに強く被収容者の精神に大きな負担を与えるものであるため、隔離措置では上記の目的を達成しえない状況が生じていることが必要と解すべきである。

ウ しかしながら、隔離のために移動していた際の原告の発言は、「なんで暴行した」、「なんでカメラない」といった暴行に対する抗議にすぎないものであった。そして、その発言の中には、職員らに危害を加えることを予告したり、侮辱するような発言は一切なかった。したがって、原告の発言には「暴言」と評価すべきものはなかった。

また、原告は多少大きな声を上げていたようではあるものの、上記のとおり自己に対する処遇の理由を尋ねる内容のもので、保護室への隔離により鎮静化を図る必要のあるものでもなかった。さらに、原告がこのように声を大にして自身への処遇の理由を尋ねるのは、移動開始直前まで原告が継続していたことであり、原告の行動は「突然」と評価されるべきものでもなかった。

そして、原告は、手錠を掛けられ、職員らから腕と肩をつかまれてはいたものの、足や頭部を動かす自由はあったし、腕や肩も本件処遇室の時よりも拘束は緩く、暴れたり、移動に抵抗しようとすることは一応可能ではあった。それにもかかわらず、原告は、隔離のための移動には逆らうこと

はなかったし、特定の職員らに対して暴行を加えようとしたり、又は突如として近づくといった暴行の予備動作を行うようなこともなかった。

したがって、当時の原告には、保護室での隔離を選択しなければその目的を達成できないような状態は認められなかった。

(3) 東日本センターの隔離措置は要件充足や必要性の十分な検討なく濫用されている傾向にあること

ア 本件隔離措置を決定したとされる本件看守責任者は、その隔離決定時、本事件の一連の経過（原告の挙動や職員らの職務執行態様）を十分に把握していなかったものと認められる。

すなわち、映像上、本件連行や処遇室への連行後の制圧時、本件看守責任者とみられる人物が原告付近にいたことは認められない（乙 12③）。また、本件看守責任者は、映像に出現するようになった直後において（乙 12③ [13:02~13:06]）、他の職員に対して「これなにでいっているの。暴行？」と、経過や状況を把握していないことが伺われる発言をしている。かかる事情に照らすと、本件看守責任者は、本件連行や処遇室でのそれまでの原告の制圧行為に参加しておらず、原告の挙動や職員らの具体的な対応も現認せず、上記質問の直前に本件処遇室に臨場し、それまで他の職員から状況説明を受けていなかったことが認められる。

そして、その後、本件看守責任者はカメラに映り続けるものの、ある職員が「暴行」とだけ回答を受けた（乙 12③ [13:05 頃]）以外に、職員らから特段の経過説明を受けていないまま、「どっちにしてもあなた隔離室だからね」（乙 12③ [13:19]）と本件隔離措置を言い渡した。

以上の経過に照らせば、本件看守責任者は、他の職員の「暴行」とだけの回答と、原告が興奮して大声を出していたという状況のみから隔離を言い渡しており、原告が行ったとされる暴行の有無や具体的内容、興奮の原因（興奮に過剰な制圧による苦痛と畏怖があったこと）等の具体的事情を

全く把握せず、また把握する意思もなかったとみるほかない。かかる本件看守責任者の態度は、本件隔離措置を含めた隔離措置全てが、十分な審査・検討がされることなく、漫然と行われている運用をうかがわせるものである。

イ また、東日本センターが原告に対して講じた、本件以外の隔離措置の状況も、同センターが、隔離の理由となる被収容者の行為の内容等の事案を十分に検討することなく行っていたことが認められる。

(ア) すなわち、東日本センターが原告に対して行った隔離措置は、いずれも5日間という処遇規則上の最長期間が指定されたものであった（甲8の1乃至16）。これらの事案いずれも、記録上、本件で職員の腹部を意図的に蹴るといふ被告がその存在を主張する事実よりも重大性が認められるものではない。本件の隔離措置は乙第8号証の9であるところ、本件以前に発生した乙第8号証の1から8までのうち、当該言渡書の記載のみから入管職員に対する暴行を理由としたものと伺われるのは、乙第8号証の4のみである。

(イ) しかも、乙第8号証の4の記載は誤解を招く要約がされたものであって、実際は職員に対する暴行と評価すべきものではなく、少なくとも隔離措置の原因になるような行為は認められなかった。

当該言渡書（乙8の4）には、平成29年6月13日に、支給された昼食用食器等を搬入口から投げつけて胸に当て、もって暴行をしたと記載されている。

平成29年6月13日当時、原告は、すでに隔離措置（乙第8号証の3）を受けている状態だった。被収容者の食事は、プラスチックのプレートにライスと総菜が載せられて支給されるどころ、隔離措置を受けている者の食事は、柔らかいプラスチックの容器に入れ替えられて支給される。しかるところ、同日に職員が搬入口から独居房に支給した食事は、通常のプレ

ートから柔らかい容器に食料が移された際に、ライスも複数の総菜も混ざってぐちゃぐちゃの状態だった。それを理由に原告が「食べないよ。持って行ってください」と言ったところ、入国警備官から「だめです」と言われた。原告が「だめだったら、あっちからここまで持ってくるのに何でぐちゃぐちゃになるの？」と質問したが、入国警備官から「関係ない」と言われた。原告は抗議を希望し、「ボス呼んで」と言ったが、入国警備官から「忙しいから来ない」と言われた。原告が食事の容器を手で払い除けた。そうしたところ、食事の容器は、小さな搬入口から落下し、職員の体に当たった。原告は、容器を入国警備官に当てる故意がなかったのである。

そして、「昼食用食器等を投げつけて」とあるけれども、隔離措置に使用されていた独居房の小さな食事搬入口を介しての行動であり、「投げつけることは不可能であり、投げつけていない。柔らかいプラスチック容器が搬入口から落下しながら入国警備官に当たったに過ぎず、危険性もなかった。

原告の行為が意図的なものでなく、上記のとおりであったことは、小さな搬入口を通じてされたものであることから優に推認できる。

したがって、食器等を搬入口から「投げつけて」、「暴行した」との要約は、事実を捻じ曲げ、不当と評されるべきものであった。

(ウ) 他方、乙8号証の中には職員以外（他の被収容者）に対する暴行を理由とした隔離措置も存在するところ、これについても不当な隔離措置、不当な要約による記載がされたものがある。

乙第8号証の3の隔離措置は、入国警備官でなく他の被収容者に対する暴行を理由とする隔離措置が言い渡されているが、原告は、当該被収容者から悪口を言われたので、立った姿勢で持っていた本を、座っていた当該被収容者に投げ落としたものであり、当該被収容者の胸に本が当たったもので、危険性は低かった。

なお、直後に当該被収容者から原告は殴られた。

(エ) そして、暴行以外の事案では、なかには、単なる帰室拒否（甲 8 の 1）、トラブル歴のある被収容者がいたことを理由とする移室拒否（甲 8 の 5）、入室拒否（甲 8 の 16）等、処遇規則 18 条 1 項各号の要件の形式的な充足が認められるものの、極めて軽微な事案も含まれていた。

このような軽微な事案も含めて、一律に 5 日の最長期間が指定されている東日本センター運用状況に鑑みると、同センターでは、具体的状況について十分に検討することなく隔離措置を行い、かつ、最長期間を漫然と指定し、隔離措置の言渡書にはこれが正当化されうるよう事実を捻じ曲げて隔離原因を記載していたものと認めるべきである。

(4) 小括

以上より、本件隔離措置は、要件充足を基礎づける原告の挙動の存在がある程度認められると仮定しても、目的達成をするうえで過剰なもので、他の手段でも目的を達成し得たものであり、比例原則に違反する違法がある。

(5) 補足

なお、被告は、「隔離措置をする場合は、被収容者からの抵抗が予想されるという性質からして、入国警備官には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止・抑止するための有形力の行使が認められる」として、本件隔離措置が適法であることは、原告が違法であると主張する一連の暴行（有形力行使）が適法である前提であるかのように主張をしている（被告準備書面(2)24 頁）。

しかしながら、上記 1 (2) で述べたとおり、本件隔離措置は、本件連行及びこれに続く制圧のための有形力行使が終了した段階で判断され、通知されたものであっても、隔離措置の遂行を目的として職員らが有形力を行使したという関係にはない。したがって、隔離措置の適法性は、これらの一連の有形力行使の適法性を基礎づけるものではない。

第2 本件不服申出に対する措置の違法性

1 裁量の性質

(1) 被告の主張

被告は、被収容者処遇規則41条の4の定める『必要な措置』としてどのような措置を講ずるかは、東日本センター所長の裁量に委ねられている」と主張しているところ（被告準備書面(1)26頁）、この主張は東日本センター所長に広範な裁量があり、これを尊重すべきとの解釈を前提にしているものとみられる。

しかしながら、以下に述べる不服申出制度の構造及び本件事案の下では、かかる裁量を東日本センター所長に認めることはできないものと言うべきである。

(2) 処遇規則41条の4の定める「必要な措置」の性質

ア そもそも、不服申出制度における必要な措置であるところの再発防止措置は、職員の指導、人員配置、指揮・連絡体制の見直しといった措置によって果たされるものである。かかる措置は私的団体が、ハラスメント等の他者の権利を侵害する不祥事を発生させた場合に行われるものと大きく異なるものではない。

したがって、東日本センター所長の「必要な措置」にかかる裁量について、主体が行政であるからといって特別に尊重すべき必要性はない。

イ むしろ、東日本センターの裁量を尊重する必要性は、次の理由から、同条の「必要な措置」の場面では後退するものと言うべきである。

まず、入管の収容施設では、職員の指導、指揮連絡体制、人員配置等の様々な場面で所長の裁量が認められている。処遇規則41条の1乃至同41条の4の不服申出制度は、これらの場面で裁量を認めた結果として、被収容者に対する違法又は不当な処遇が生じてしまった場合に、これを是正するためのもの、いわば所長の裁量行使を是正するための制度である。

したがって、この場面で所長の裁量を尊重する必要性は後退し、司法等の第三者が積極的に講じられた措置の適否を審査し、判断する必要性が高い。

ウ また、被収容者は、自己の不当な処遇を受けた場合、これを職員にその場で抗議することは迷惑行為（処遇規則7条4号）、職務執行妨害行為（同条8号）等に該当するものとして有形力の行使、隔離措置、懲罰等の不利益な扱いを受ける恐れがある。他方、被収容者は、移動、外部の人間との接触、情報発信等の様々な自由を制限されている状況にあるため、国民・市民に自己の処遇の不当を訴えて、その改善を図るという機会も乏しい。そのため、不服申出制度は、被収容者が不当な処遇の防止・改善を図るための行政制度上唯一の手段と位置付けることができる。

したがって、不服申出が理由ありとされた場合、再発防止のための効果的な措置が確実にとられる必要性が高い。

(3) 本件の特徴

本件不服申出で問題とされた有形力の行使は、拘束によって身体の自由を制約し、これを受けた者の心身に傷害（心理的外傷を含む）を残す危険がある、被収容者の権利利益を強く制約する措置である。

法務省入管が作成した不服申出制度の要領においても、申出の内容が、入国警備官による暴行その他の人権侵害に係るもので、かつ調査の結果、申出の内容に理由があると認められるときは、直ちに法務省入国管理局長に報告し、その指示を受けなければならないと規定されている（甲12：不服申出制度実施要領6条3項）。

したがって、本件は、司法による救済を図る必要性は極めて高い処遇の再発防止が問題となっており、この点でも積極的な司法審査が求められている。

(4) 小括

以上より、本件において東日本センター所長に広範な裁量を認める必要は

なく、裁判所は、独立した視点から、客観的に見て、講じられた措置が「必要な」と認められるかを判断（いわゆる実体的判断代置型審査）すべきである。

2 内容の検討

(1) 東日本センター所長が講じたとされる措置の内容

被告の主張する東日本センター所長が講じたとされる措置の内容は、大きく分けると、①主席入国警備官が処遇担当の統括入国警備官に対して、原告の不服申出が「理由あり」となった事実を伝え、制圧時の対応に留意すべき旨を指示した」こと、②上記①を受けて、統括入国警備官が、すべての看守勤務者に対し、ミーティング及びメールにて、上記首席入国警備官の指示を伝えるとともに、原告の不服申出が「理由あり」となった事案の内容を説明の上、制圧時、対象者に無用な痛みを与える行為をしてはならないこと等を注意喚起した」こと、③統括入国警備官が、入国警備官Aに対し、個別に口頭で上記②の内容を伝達したことという3つである（被告準備書面(2)第2(3~4頁)）。

(2) 講じられた措置の内容を裏付ける証拠を欠くこと

ア 上記のうち、①については乙20が証拠としてみることもできるものの、②及び③については、これを裏付ける証拠はなんら提出されていない。②については、言及されているメールそのものや、ミーティングの配布書類、読み上げ書類等が保存されているものと考えられるところ、かかる資料すら提出されていないのである。

イ そもそも、行政の適正かつ効率的な運営、及び行政の諸活動について国民に説明するという公文書管理法の目的（同法1条）を具体化されるため、国は、「経緯も含めた意思決定に至る過程…事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」とされている（文

書主義の原則、行政文書の管理に関するガイドライン：甲 13)。

したがって、何らかの不祥事が生じ、制度に基づく申し出によってこれが発覚し、是正の措置が講じられた場面において、措置が講じられた事実及びその内容については公文書が作成されているはずであり、かかる公文書が提出しない被告の訴訟態度からは、上記②及び③の措置が講じられたとの事実が存在しないことを推認すべきである。

(3) 講じられた措置は効果がないか又は逆効果にしかならないものであること

ア 本件不服申出で問題とされたのは、処遇規則 17 条の 2 に基づく制止や同 18 条の隔離といった、個別具体的な状況に応じて講じられる措置である。かかる措置は、その性質上、過去の事例と全く同じ状況が発生することはあり得ない。そのため、単に職員に対して事案の内容を説明し、これが「無用な痛みを与える行為」であったから、このような行為をしないように注意するよう指導したとしても、他の事例への応用の可能性はほぼない。

したがって、このような指導は、形だけのものに過ぎず、効果がない。

イ また、入国警備官 A に対しては、個別に口頭で上記内容を伝達したものであり、懲戒等の制裁や次回は懲戒を行うなどの警告は何らされていないし、書面も交付されていない。そのため、指導を受けた入国警備官 A からみて改善を図る動機に乏しい。また、改善を図るためには指導内容を喚起する必要があり、書面は指導内容を喚起するために重要かつ必要な資料である。

したがって、処分やその警告がされず、指導内容に関する書面も交付されていない入国警備官 A への口頭での注意は、効果が乏しいことが明らかな不十分なものと言わざるを得ない。

ウ 乙 20 の記載は「暴行と取られかねない行為」と書かれているだけで、どのような行為が行われ、そのどこが問題なのかの具体的記述すらない。

被告が入国警備官らに行わないよう指導したと主張する「無用な痛みを加える行為」という事項すら書かれていないのである。

仮に口頭で「無用な痛みを加える行為」をしてはならないと注意喚起したとしても、なんらペナルティがなされないのだから、一般予防効果が無い。

また「無用な痛みを加える行為」は、必要性をもって痛みを加える場合があるかのような表現である。許容された強制行為に伴って苦痛が生じることはあっても、痛みを加えることそのものを措置として行う「体罰」は、必要性の有無に拘わらず絶対に許されない。

さらに、被告の主張にあっても、被害者である原告に対する認定事実の開示、責任者による謝罪、被害の補償、リハビリテーションが含まれていない。

エ それどころか、入国警備官 A に口頭注意だけで終わらせることは、違法不当な措置を再発させる危険を高め、かつ、これをより巧妙にさせかねないものであった。

(ア) すなわち、特定個人の申立てに基づいて、又は特定個人への違法・不当な扱いを理由として、当該扱いを行った者に対して指導を行った場合、指導を受けた者が申立人や被害を受けた者を逆恨みし、報復的な措置を講じることが容易に予測できるものである。しかも、その場合、指導を再び受けることのないよう、より巧妙に、すなわち発覚がしないような態様で行われる傾向にある。特に、入管収容施設の被収容者は、写真や映像を撮影したり、録音したりするなど、自身の側で職員の不当な処遇に関する証拠を保全する手段を持たない。そのため、このように巧妙に再犯がされた場合、これを防いだり、不服を申し出て再犯の存在を認めさせることはほぼ不可能である。

そして、入国警備官 A については、報復的措置を行うことを特に疑うべ

き状況が存在した。まず、入国警備官Aは、原告の抗議に対して声を荒げて反論し、原告が手錠を掛けられ、座り、他の職員に取り囲まれていたにもかかわらず、原告に近づいたり、その手を取ろうとしたり、「嘘ばっか言ってんじゃねえよ」などと大声で威嚇するなど威圧的な態度に及んでいた。そして、かかる様子は他の職員から現認され、その様子は映像で記録に残っていた（乙12③ [28:00~32:00頃]）。

また、入国警備官Aは、被収容者が話を聞かないというだけで、「押すとかなり痛い」とされる首元の痛点を押すという行為を常習的に行っていたことが伺われ（乙18）、被収容者に痛みを当てるという謙抑的であるべき行為を抑える姿勢を全く欠いていた。さらに、原告の不服申出に基づいた調査において「職員が鼻と口を塞いだ形になったため、すぐにやめさせた」などという、映像と整合せず、事実を自身の行為を正当化する方向で捻じ曲げている報告を行ってもいた（乙12、乙18、原告第2準備書面第6の5(3)（48頁）参照）。

かかる入国警備官Aの挙動に鑑みれば、指導を受けた入国警備官Aが原告への怨恨を募らせて原告に対する報復的措置に及び、また上記の報告のように事実を隠蔽するよう、違法不当な措置を巧妙化させることが強く疑われた。

(イ) このような考慮は当然のことであって、東日本センターの被収容者不服申し出制度運用細則でも、職員は、被収容者の不服申出書の提出を妨げてはならず（運用細則16条1項）、提出したことを理由とする差別的処遇も禁止されている（同条2項）。

拷問等禁止条約第13条は、「締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問を受けたと主張する者が自国の権限ある当局に申立を行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保する。申立を行った者及び証人をその申立又は証拠の提供の結果生ずるあらゆる不当な取り扱い又は

脅迫から保護することを確保するための措置がとられるものとする。」と規定している。

国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）の「規則 57 2.」は以下のように定めている。「被拘禁者が要請又は不服申立を安全に行えるよう、また、申立人が求める場合には秘密裏に申立ができるよう、保護措置が実施されるものとする。被拘禁者乃至規則 56 の第 4 項が述べるその他の者は、要請又は不服を申立てた結果として、報復、脅迫、その他いかなる悪影響にもさらされてはならない。」

(ウ) したがって、東日本センターが講じた措置は、原告に対するさらなる加害が行われる危険を生じさせることが容易に予測でき、条約等により禁止されている、著しく不合理なものであった

オ したがって、東日本センターが講じた措置は、効果がないばかりであるか、かえって入国警備官 A に原告への違法不当な措置を生じさせ、かつ、これを巧妙化させる危険のあるものであった。

(4) 小括

以上のおりであるから、本件不服申出に対して東日本センターは「適切な措置」を講じたものとは認められず、その対応は違法と評価されるべきである。

以上